

三木町生活応援クーポン券取扱店募集要綱

◇ 三木町生活応援クーポン券とは

三木町生活応援クーポン券（三木町クーポン券）は、新型コロナウイルス禍の原油・物価高への緊急対策及び地域の消費活性化を目的として、三木町が三木町民に対して給付し、町内の登録された店舗で使用できる 1 人 3,000 円分のお買い物券です。

◇ 取扱店の応募資格・条件

三木町内に店舗・事業所などを有する民間事業者（町内の店舗に限る）とします。

ただし、次に定める民間事業者については、登録事業者となることができません。

- 1 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- 2 特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- 3 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- 4 三木町クーポン券の利用対象にならないものの取引、商品のみを取り扱う事業者

◇ 登録の手続

- 1 三木町クーポン券の取扱を希望する民間事業者は、令和 4 年 8 月 31 日までに取扱店登録申請書（様式第 1 号）と誓約書（様式第 2 号）を三木町商工会（三木町大字鹿伏 220 -5）に提出してください。
- 2 三木町クーポン券の取扱事業者として登録したときは、三木町生活応援クーポン券事業登録（承認）証（様式第 3 号）を交付します。
- 3 参加登録料は無料です。ただし、申請書提出にかかる費用は除きます。

◇ 登録の取り消し

登録を終えた民間事業者が、登録の取消を希望するときは、三木町生活応援クーポン券取扱店取消申請書（様式第 4 号）を三木町商工会に提出してください。

なお、登録を終えた民間事業者が、次の遵守事項に違反した場合又は本事業の趣旨に反することをした場合、三木町商工会は当該取扱事業者の登録を取り消すことがあります。登録が取り消された民間事業者は、三木町クーポン券の取扱及び換金をお断りすることがあります。

【遵守事項】

- 1 この事業の業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。
- 2 現金での場合と同様のサービスを行うこと。
- 3 通常必要とされる責務を怠ったり、利用対象以外のものを提供したりしないこと。
- 4 三木町クーポン券取扱事業者は、ステッカーを見やすいところに掲示すること。
- 5 代金支払い時に、三木町クーポン券の受け取りを拒まないこと。
- 6 三木町クーポン券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- 7 三木町クーポン券を提示された場合、有効期限、未使用券であるか（裏面に店名がないかなど）及び枚数の確認を行うこと。また、善良な管理者の注意をもって見本と照合し、真正なクーポン券に相違ないか確認すること。
- 8 提示された三木町クーポン券が偽造券であることを発見した場合は、物品の販売等を拒否するとともに、速やかに三木町商工会まで報告のうえ、偽造券の引渡しをすること。
- 9 三木町クーポン券使用に係る取引により三木町クーポン券を取得したときは、裏面に取引があった日、登録店舗名等を記入・押印すること。
- 10 利用者から受け取った三木町クーポン券の紛失や盗難、使用期間外の使用、換金期限切れ、登録の取り消し等に伴う損失は取扱店責務とする。

◇ 三木町クーポン券使用期間

令和4年11月11日～令和4年12月31日

(※使用期間を過ぎた商品券は無効となります。)

◇ 釣り銭の取扱い

- 1 利用金額が三木町クーポン券額面に満たない場合の釣り銭は出さないものとします。
- 2 現金と三木町クーポン券の併用は可能とします。

◇ 利用対象とならないもの

次のものは、三木町クーポン券の利用対象にしないこととします。

- 1 現金化
- 2 出資や債務の支払い
- 3 国・地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
- 4 換金性の高い金券（例：ビール券、図書カードなど）、商品券等の有価証券、切手、官製はがき、印紙
- 5 たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第号に規定する製造たばこの購入（※アイコス、プルームテック、グローといった加熱式たばこについても、同法に規定する製造たばこに含まれる。）
- 6 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 7 その他、この三木町クーポン券の発行趣旨にそぐわないもの

◇ 換金について

1 換金期間

令和4年11月11日（金）～令和5年1月10日（火）

（※換金期間を過ぎた三木町クーポン券は無効となります。）

2 換金手続

（1）換金場所 三木町商工会

（2）提出物 取り扱った三木町クーポン券の裏面に取扱店舗名を必ず記入・押印し、取扱店登録証を提示のうえ、商工会に提出すること。

（3）換金方法 クーポン券の裏面に取扱店舗等を記載し、取扱店舗登録証を提示のうえ三木町商工会に提出してください。後日、口座振込により換金します。換金は2週間に1回程度を予定しています。なお、振込手数料は商工会が負担します。

◇ 問い合わせ先

三木町商工会

〒761-0703 木田郡三木町大字鹿伏 220-5

電話 087-898-0507